

## 福祉サービス第三者評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人  
介護と福祉の調査機関おきなわ

平成 29 年度

調査期間：平成29年 9月 1日

平成29年12月13日

### ②事業者情報

名 称：	青雲寮	種 別：	児童養護施設
代表者氏名：	伊波 毅	定員 (利用人数)：	36 名
所 在 地：	〒901-0301 沖縄県糸満市字阿波根567番地	TEL	098-994-5134

### ③総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 1. 経営の改善や業務の実効性を高めるために意欲的に取り組んでいる。

施設長は前施設長の退職に伴い、この4月に就任している。毎月の支援会議やケア会議に出席し、子ども一人ひとりの状況把握に努めると同時に現場へ頻繁に足を運び、業務が多忙になる朝夕の時間帯に職員を増やす、半日パートの導入や積極的な加算職員の配置など業務改善を行い、働きやすい環境整備に努めている。経営改善にも取り組み、電気のLEDへの変更、クーラーやボイラーの省エネ製品の設置をするなどに取り組んでいる。

#### 2. こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活となっている。

日常生活において、図書、漫画等を揃え、リビング等で自由に閲覧できる。テレビは時間を決めて視聴させている。バスケットボール、野球道具等が揃えられ、運動場や前庭等で練習が出来る。また、地域の少年野球やサッカー等に自発的に参加している。子どもの発達段階に応じた金銭管理や使い方についてレシート帳と小遣い帳を用意し、低学年は職員と一緒に記帳し、高学年は自己管理している。

#### 3. リービングケアを実施している。

事業所内に自活体験の場としてステップハウスが設置され、今年8月から毎週土、日に高校2年、3年生が決められた予算で買物をし、昼食や夕食づくり、掃除、洗濯等の家事を一人で行い、1日を過ごすというリビングケアの実施がスタートしている。

## ◇改善を求められる点

### 1. 中・長期計画への追加、及び計画に沿った単年度事業計画の策定が望まれる。

中・長期計画は家庭的養護推進計画として建設計画が策定されている。その計画に基づく収支計画や組織体制や設備の整備、職員体制、人材確保等に関する具体的な追加が望まれる。単年度の事業計画は中・長期計画を踏まえた内容として目標達成に向けた計画月や数値目標等の設定が望まれる。

### 2. 安心・安全なリスクマネジメント体制の確立が望まれる。

法人として防災委員会の設置や児童の危機対応(暴力及び性的問題等)、事件・事故対応、けが対応等のマニュアルが整備されている。子どもの安全を脅かす事例等の収集がされ、職員研修も行われている。事故や感染症発生後の再発防止策の検討のためのリスクマネジメント委員会の設置が望まれる。感染症マニュアルは提出されているが、子ども向けの感染症対策についての検討が望まれる。

### 3. 子どもの権利擁護についての定期的な説明が望まれる。

子どもの権利については、小学生以上については入所時に権利ノートで説明し、幼児は絵本や紙芝居にして見せながら説明を行っている。新聞に「いじめや暴力」等の記事が載った場合は事例を通して子どもたちとの話し合いが行われている。権利について、第三者への相談窓口があることの周知や施設で守られる権利があることを、権利ノート等を活用して定期的に子どもが正しく理解できるよう、わかりやすい説明が望まれる。

## ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価結果については、自己評価よりも若干高い評価をいただきましたが、事業計画の具体的な数値や体制を盛り込んだ策定やリスクマネジメント体制の確立、そして子どもの権利擁護についての定期的な説明等、改善すべき点が明らかになりました。

第三者評価を受審することにより、職員の自覚と改善意欲の醸成、そして課題の共有化が促進されました。高く評価していただいたことについては今後も継続していき、指摘や改善を求められた事項については真摯に受け止め、改善・整備に取り組み児童の養育・支援の質の向上を図っていきます。

## ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 評価結果【児童養護施設版】

共通評価基準

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>I 養育・支援の基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</b>			
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		b
判断基準	a 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	<p>理念、基本方針の明文化と周知について、法人や施設の理念や基本方針はホームページやパンフレットに掲載されている。養護の目標として「明るく、正しく、仲良く」を基本に、5項目の養護の方針が記載されている。理念や目標は施設の使命、考え方を読み取ることができる。基本方針は、年度初めや毎月の支援会議等で読み合わせを行う等周知が図られている。</p> <p>保護者へはパンフレットを配布されているが、わかりやすく説明した資料を作成して周知を図ることが望まれる。</p>	
	b 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。		
	c 法人・施設の理念、基本方針が明文化されていない。		
着眼点	○ 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	○ 理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。		
	○ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。		
	○ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。		
	○ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。		
	○ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。		
<b>(1) 経営環境の変化等に対応している。</b>			
2	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<p>施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析については、施設長が全国や九州地区の児童養護施設協議会施設長部会等に出席し、福祉新聞や経営協だより等により社会的養護の動向等を把握している。施設の経営状況は、毎月の月次報告にて収支状況や利用率等が把握・分析されている。</p> <p>地域の各種福祉計画の策定状況を把握し、潜在的に支援を必要としている子どもに関するデータを収集して、地域ニーズの特徴や変化を把握し、課題分析していくことが望まれる。</p>	
	b 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。		
	c 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。		
着眼点	○ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。		
	○ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
	○ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
	○ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<p>経営課題を明確にした具体的な取り組みとしては、毎月、法人内の施設長部会において財務状況や施設の課題等が話し合われている。職員には支援会議で施設長から説明し、周知を図っている。理事等へは理事会で報告、説明していることが議事録で確認できた。経営課題の改善について、具体的な取り組みを促進することが望まれる。</p>
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
着眼点	○	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
		経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

### 3 事業計画の策定

#### (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、平成37年度までの「家庭的養護推進計画」が策定され、①施設の小規模グループケア化、②グループホームの設置(設置済み)、③ファミリーホームの設置が計画されている。法人全体として老朽化した建物の改築が計画されている。</p> <p>計画の実現に向けた具体的な数値目標や人員体制、スケジュールを示し、進行状況の確認ができるような工夫と必要に応じた見直しが望まれる。</p>
	b	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
着眼点	○	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
		中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。計画の推進のための具体的なスケジュールや	
		中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定については、事業計画は策定されているが、その内容は項目の羅列のみになっている。中・長期計画の内容を反映した、単年度の事業方針や重点目標、具体的な数値目標を設定、実施状況の評価等を確認できる内容にすることが望まれる。</p>
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
着眼点		単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
		単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていることについては、支援会議で話し合わせ、最終的に保健福祉部会で検討し決裁を経て、4月の支援会議で職員に配布、報告され周知が図られている。 事業計画の実施状況の把握と評価・見直しを図るまでのPDCAサイクルに沿った実施が望まれる。	
	b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。		
c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。			
着眼点	○ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
○ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。			
○ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。			
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		c
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	事業計画の保護者等への周知については、事業計画の主な内容について、わかりやすく説明した資料を作成し説明して周知に努めることが望まれる。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。		
	c 事業計画を保護者等に周知していない。		
着眼点	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。		
	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	養育・支援の質の向上に向けた組織的取り組みについては、自己評価検討会を設置し、毎年、養育・支援の内容を含め、組織的に評価する体制を整備し、ホームページに公開している。第三者評価も定期的に受審している。 今後は自己評価検討会においてPDCAサイクルに基づく質の向上に向けた継続的な取り組みが望まれる。	
	b 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		
	c 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		
着眼点	○ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。		
	○ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。		
	○ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
	○ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
9	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	<p>評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にした計画的な改善策の実施については、職員間で課題の共有化が図られている。前回の第三者評価において課題であった、子どものプライバシー保護と苦情対応、感染症予防対応マニュアルの作成については整備されている。</p> <p>自己評価検討会を継続的に設置して、評価結果から明確になった課題解決のため、改善に向けた取り組みが望まれる。</p>
	b	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。	
着眼点		評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	職員間で課題の共有化が図られている。	
		評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b	
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に表明し、理解されるような取り組みについて、施設長の役割と責任は施設管理規程に明記されている。法人の広報誌で毎年12月に表明している。施設長は年度初めに支援会議等で職員に経営方針等を説明し、周知が図られている。</p> <p>有事の際の施設長不在時の権限委任等について明確化が望まれる。</p>	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。		
着眼点	○	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	○	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。		
	○	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
		平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。			a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みについて、施設長は県内外の施設長会議や研修等に参加し、遵守すべき法令の理解を深めている。全国児童養護施設協議会のニュースや福祉新聞等で情報を収集し、特に児童福祉法や虐待防止法等の改正がある場合は、支援会議等で職員に周知を図るとともに研修への参加を促進している。施設運営における利害関係者との関係は経理規程に入札制度が明示され関係を保持している。</p>
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。		
着眼点	○	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。		
	○	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
	○	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
	○	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
12	養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	<p>施設長は養育・支援の質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮していることについて、毎月の支援会議やケース会議に参加し意見をのべ、現場の課題の把握に努めている。今年6月からは、業務が多忙になる時間帯の朝と夕方に職員を加配し、業務改善に努めている。職員研修においては、毎年、各職種の職員と一緒に施設内外の研修に参加し、養育・支援の質の向上を図っている。施設長は経営協や福祉関係の専門書を購読し、自己研鑽に努めている。</p> <p>更なる指導力の発揮が望まれる。</p>
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	
着眼点	○	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
○	施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。		
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取り組みについては、法人の施設長部会において、毎月の財務状況や職員の有給休暇取得や時間外労働等の把握に努め、分析等が行われている。現場の朝夕の多忙な時間帯への職員加配等、働きやすい環境整備を図るとともに電気をLEDに変更するなど経営の改善にも取り組んでいる。</p> <p>経営改善に向けて更なる取り組みに期待したい。</p>
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
着眼点	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
2 福祉人材の確保・育成			
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判断基準	a 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の取り組みについて、施設長は人材確保の研修を受講し、ホームページやハローワークで常に職員募集をしている。職員や実習生等に声掛けするなど採用活動に努力している。里親支援専門相談員やグループホームの加算職員の配置、補助金事業を活用した半日パートの保育補助職員の配置等、人員体制の充実に努めている。基幹職員の研修に施設長をはじめ、3人が今年度受講している。</p> <p>必要な福祉人材の確保に関する方針、及び具体的な計画の作成が望まれる。</p>	
	b 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		
	c 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		
着眼点	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。		
	養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。		
	○ 法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。		
○ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。			
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	<p>総合的な人事管理については、就業規則の中で、採用・人事異動について定めがある。</p> <p>異動や昇進・昇格等の人事基準の明確化、及び職員の意見等の把握に努め、職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが望まれる。</p>	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
	c 総合的な人事管理を実施していない。		
着眼点	○ 法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		
	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。		
	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	<p>職員の就業状況や意向を把握した働きやすい職場づくりについては、施設管理規程で労務管理の責任者は施設長となっている。出勤についてはタイムカード方式が採用され就業状況を把握している。施設長は有給休暇の消化率等も把握している。平成28年度から職員のストレスチェックを日本健康クラブに委託して、職員の心身の健康状況を把握し、その結果は嘱託医に報告されている。就業規則で育児休業や介護休業、子の看護休業、育児のための短時間勤務制度などが整備され、ワーク・ライフ・バランスに配慮されている。</p> <p>職員の個別面談の実施や悩み相談窓口の設置等、職員が相談しやすい工夫が望まれる。</p>	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。			
着眼点	○ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	○ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	○ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。		
	○ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	○ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		
○ 人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについては、期待する職員像に対する職員一人ひとりの目標設定、及び目標管理のための年2回の面接実施が望まれる。</p>	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		
着眼点	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。		
	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されているかについて、「全国児童養護施設協議会の倫理綱領」と「袋中園職員の心得」に職員に求める基本姿勢が明示されている。単年度の県外研修計画が作成され研修を受講している。実施月や研修内容等、具体的に項目を追加した県内外の研修計画を作成し、計画から実施、評価・見直しというPDCAサイクルにもとづいた教育・研修の実施が望まれる。	
	b 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。		
	c 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。		
着眼点	○ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。		
	○ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
	○ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
	○ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
	○ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の専門資格等は事務局で把握されている。新任職員や階層別研修が実施され、特に県外研修は全職種を対象に2年に1回は派遣できるように、年度初めに計画が作成され職員へ周知されている。研修後は、報告会が開催されるとともに復命書も提出されている。職務に必要とされる知識・技術水準に応じた研修の更なる実施に期待したい。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。		
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。		
着眼点	○ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。		
	○ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
	○ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
	○ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
	○ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判断基準	a 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成の体制を整備した取り組みについては、学校からの実習依頼により、保育専門学校生等を受け入れている。実習は少人数で実施し、実習プログラムに沿って、オリエンテーションや実習指導、反省会、評価を行っている。主任が受け入れ窓口となり、実習期間中は学校と連携しながら取り組んでいる。実習生等の教育・育成に関する基本姿勢の明文化が望まれる。	
	b 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。		
	c 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。		
着眼点	○ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
	○ 実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。		
	○ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。		
	○ 指導者に対する研修を実施している。		
○ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
3 運営の透明性の確保			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	<p>運営の透明性を確保するための情報公開について、法人のホームページで、施設の理念や養育方針、行事や日課表、事業報告、決算等が公開されている。第三者評価の受審結果や毎年実施している自己評価を公表している。苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応状況も公表している。年1回、広報誌「園報」を地域の学校や自治会、老人会、社会福祉協議会に配布して、施設の存在意義や役割、活動等の説明に努めている。</p>
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
c	施設の事業や財務等に関する情報を公表していない。		
着眼点	○	ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
○	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営について、施設における事務、経理、取引等は経理規程で明確にされている。管理規程では職務分掌と権限・責任が明確にされ、施設長会議で月次報告等が行われている。定期的に監事による内部監査を実施し、ホームページで情報公開している。</p> <p>施設における事務、経理、取引等に関するルールの職員等への周知、及び外部の専門家による指導や助言が望まれる。</p>
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
着眼点	○	施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	○	施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	○	施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
○	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果	
II-4 地域との交流、地域貢献				
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b	
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	<p>子どもと地域との交流を広げるための取り組みについて、地域との関わり方についての基本的な考え方は、法人の定款や広報誌「園報」に明示されている。地域との交流は、施設主催の盆踊りや運動会等の行事に地域住民を招待し、日常の散歩等で挨拶をかわしコミュニケーションを心がけている。子どもの買い物や通院等は地域のスーパーや医療機関等を利用するよう努めている。</p> <p>日常的な地域との交流を広げるための更なる取り組みが望まれる。</p>	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。		
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。		
着眼点	<input type="radio"/>	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。		
	<input type="radio"/>	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。		
	<input type="radio"/>	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。		
	<input type="radio"/>	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。		
	<input type="radio"/>	学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。(児童養護施設)		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。			b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。		<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢について、ボランティア受入れマニュアルに基本姿勢を明示し、面談や登録手続、オリエンテーションを行っている。ボランティアは高校卒業生以上が対象で、双方に無理のない範囲内で参加できるようにし、必要な研修や支援を行っている。</p> <p>地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化し、学校教育への協力が望まれる。</p>
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。		
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。		
着眼点	<input type="radio"/>	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。		
	<input type="radio"/>	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		
	<input type="radio"/>	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
	<input type="radio"/>	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
	<input type="radio"/>	学校教育への協力を行っている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果	
(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		b	
判断基準	a	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	施設として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携について、病院や児童相談所、関係市町村等の社会資源を明示したリストを作成し、会議で職員間の情報の共有化を図っている。スーパーに見学に行ったり、レストランで食事をするなど、社会資源を活用している。児童相談所と定期的にケア会議を開催し、子どもと保護者等の情報共有や今後の方向性を話し合っている。退所後のアフターケアについては、家庭支援専門相談員が、児童相談所と連携し対応している。必要に応じ所在地の要保護児童対策地域協議会へも参加し、共通の問題解決に向け、協働して取り組みを行っている。 なお一層の社会資源を明確にした関係機関等との連携、及び活用が望まれる。	
	b	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。		
	c	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
着眼点	○	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。		
	○	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
	○	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
	○	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
		地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	施設が有する機能を地域に還元している。			b
判断基準	a	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	施設が有する機能の地域への還元について、施設主催の盆踊りや運動会等で地域住民との交流を図った取り組みを行っている。運動場の利用やマイクロバス、チャイルドシート、運動会の用具等の貸し出しも行っている。 施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等の開催や地域ニーズに応じて住民が自由に参加できる支援、及び関係機関等と連携して、地域の活性化やまちづくりへ貢献する取り組みが望まれる。	
	b	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。		
	c	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。		
着眼点	○	施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。		
		施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。		
		施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。		
		災害時の地域における役割等について確認がなされている。		
		多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
27	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	<p>地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動について、施設長は3月まで糸満市社会福祉協議会の評議員として、地域福祉ニーズの把握に努めていた。施設独自の短期保護事業は、実施要項を策定し、家庭での養育介護が困難になった場合、低額な費用で短期間保護する事業である。</p> <p>短期保護事業は事業計画にも明記されているが、現状では措置入所や一時保護入所に対応が可能となっている。公益的な事業の再度の検討、及び民生委員・児童委員等と連携して、具体的な福祉ニーズの把握が望まれる。</p>
	b	地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
着眼点	○	施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
		民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	○	関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	○	把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	

### III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

##### III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。	<p>子どもを尊重した養育・支援の実施については、法人の「理念」や「職員の心得」、施設の「養護目標・養護方針」に子どもの尊重について明示され、「全国児童養護施設倫理綱領」とともに、職員更衣室等に掲示されている。職員には、入職時の説明や年度始めに全職員で読み合わせを行っている。施設内で職員と子どもへのCAP研修を開催し、県主催の権利擁護研修を全職員が受講している。子ども同士あるいは職員による不適切な関わりを発見する仕組みとして、毎月、子ども全員から、心理担当職員と職員2名が質問項目に沿って聞き取りを行っている。</p> <p>子どもを尊重した基本姿勢を個々の標準的な実施方法(マニュアル)に反映させること、及び定期的に子どもの尊重や基本的人権への配慮について取り組むことが望まれる。</p>
	b	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。	
着眼点	○	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
		子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	○	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	<p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施については、CAP研修等を実施し、入所後1週間以内に「権利ノート」を子どもに説明し、学齢期以前の子どもには小学校入学時期に説明している。居室には施錠可能なロッカーがあり、居室入口や浴室にはカーテンが設置され、男女の居住空間もエリアが分けられている。不適切な事案が発生した際の対応マニュアルが作成されている。</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルの整備、及び子ども等に対してプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みの周知が望まれる。</p>
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が十分ではない。	
c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
着眼点		子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
		子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
	○	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
		子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
		規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
○	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	<p>子ども等に対する養育・支援の利用に必要な情報の提供については、図や写真が挿入された施設パンフレットと施設での生活のルールが記された「入所するあなたへ」が準備されている。小学校高学年以上の入所予定の子どもに対しては、入所前に児童相談所(児相)の職員同行のもと、見学の機会を設け、主任が時間をかけて対応している。施設パンフレット等を用いて施設での生活について事前説明を行い、子ども本人の入所の意思確認と入所までの相談先を説明している。説明資料は主任が適宜修正している。法人内の乳児院から措置変更で入所する子どもに関しては、乳児院の職員と協議の上で、当施設での生活の時間帯を徐々に増やしていく等の取り組みが行われている。</p> <p>施設の説明資料について、子どもや保護者等の様々な状態や状況に対応できる工夫や、入所前に関する記録の整備が望まれる。</p>
	b	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。	
着眼点	○	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	見学等の希望に対応している。	
○	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	<p>養育・支援の開始における子ども等への説明について、入所時は、主任と家庭支援専門相談員(FSW)、担当職員の3名で対応している。小学校高学年以上が入所する際には、施設パンフレットと「入所するあなたへ」を用いて、施設生活に関する説明と見学を行い、低学年以下は、見学と同時にオリエンテーションを実施している。保護者等が同伴する場合は、施設のルールを記載した「入所にあたって」を用いて施設での生活について説明を行うとともに、保護者や児相職員から子どもに関する配慮すべき点などを聴取している。入所の同意書の写しを児相から受理している。家庭復帰や進学に関する目標や支援内容については、担当職員やFSWが子どもや保護者に口頭で説明している。意思決定が困難な子ども等へは、会議で対応方法を検討し、追加説明資料の作成や繰り返し説明、子ども等の気持ちの揺れに寄り添う等、時間をかけた対応をしている。</p> <p>意思決定が困難な子ども等への対応方法についての、明文化が望まれる。</p>
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。		
着眼点	○	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	○	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	<p>措置変更の際は、施設内会議にて処遇方針を検討した上で児相との協議を実施し、担当職員やFSWが子どもへの説明と意向確認を行っている。移行の際は、児相を通じて児童台帳等を引き継ぐ他、気になる点や受診予定などについては口頭で児相に申し送りを行っている。子どもや保護者等には成長の記録であるアルバムを渡している。必要に応じて、FSW等が要保護児童対策地域協議会個別支援会議等にも参加している。施設退所後の相談窓口はFSWであり、子どもに対して「いつでも施設に連絡して良い」旨を口頭で説明している。</p> <p>施設退所後の相談窓口等に関する説明文書の作成、及びその文書を渡すことが望まれる。</p>
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
着眼点	○	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	○	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果	
<b>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</b>				
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		<b>b</b>	
判断基準	a	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	子どもの満足の向上を目的とする取り組みとして、法人で年2回の嗜好調査を実施している。子どもから「夏野菜カレーが食べたい」との要望があり、ゴーヤーカレーの提供がなされている。月1回開催される子ども会等には職員が毎回参加し、子どもからの意見等を確認している。行事については、各月の行事担当の子どもと職員で話し合い、子どもの希望を取り入れながら企画立案を行い、子どもの希望により「焼肉を食べに行く」等の取り組みがなされている。子どもの満足を把握するための個別面談等や子ども参画による検討会議の取り組みが望まれる。	
	b	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。		
c	子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。			
着眼点	○	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。		
		子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。		
	○	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。		
		子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。		
	○	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
<b>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>				
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			<b>b</b>
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	苦情解決の仕組みとして、法人の「苦情の対応に関する実施要綱」が整備されている。日常的な苦情に対してはその場で対応し、保護者等からの苦情に対しては兎相とともに対応している。苦情内容や対応経過については主任が施設長に報告している。苦情解決の仕組みをわかりやすく示した資料を作成し、子どもや保護者等に対しても説明することが望まれる。苦情内容や解決に至る過程を適切に記録するとともに、対応結果については公表し、養育・支援の質の向上に反映していく取り組みが望まれる。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。		
着眼点	○	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。		
		苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。		
		苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
		苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	○	苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。		
		苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。		
	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		b
判断基準	a	子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。	子どもが相談や意見を述べやすい環境整備については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターの掲示や意見箱を設置し、こども会等で意見を述べることができる。相談担当職員を選出し、毎月のこども会で伝えている。子どもに対して「担当職員が一番の味方である」旨を折に触れて伝えている。相談しやすい環境づくりとしては、面談室等の個室を活用する他、外出時の車中などで子どもの意見や相談を聞くように配慮している。 意見箱に投書された内容の記録整備や意見箱の複数名での開封、及び施設外の相談窓口等について、子どもや保護者等にわかりやすく説明する取り組みが望まれる。
	b	子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
着眼点	○	子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
		子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
判断基準	a	子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	子どもからの相談や意見に対する対応として、意見箱の投書内容、子ども会や個別での相談や意見に関して、翌月の施設内会議で検討している。例えば、共有スペースでのクーラーの利用や設置、テレビの買い換え、ゲーム機器使用に関する希望等について、こども会の記録や職員会議録に意見・相談内容と検討経緯・結果が記載されている。検討に時間がかかる場合には、意見を出した子ども、及び子ども会で検討状況について説明している。子どもの様子を観察する中で、担当職員等が個別で相談の機会を設ける配慮もしている。数年前より、子どもからスマートフォン所有に関する希望が出ており、これについても職員会議で検討がすすめられている。 子どもからの意見等への対応手順に関するマニュアルの作成が望まれる。
	b	子どもからの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c	子どもからの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
着眼点		相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	○	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	<p>安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制について、「児童の危機対応マニュアル」や「青雲寮事件・事故対応マニュアル」、「けがへの対応マニュアル」、「児童の自傷行為の対応マニュアル」が整備されている。事故防止対策として、法人防災委員会による設備・遊具等の自主点検を実施しており、網戸の補修やハブ捕獲ボックスの設置等が行われている。施設事故等発生時にはヒヤリ・ハット報告書や事故報告書、問題行動報告書等の作成がなされ、対応策や予防策は施設内会議で検討されている。法人内で消防署職員を講師として、職員対象の救命講習を年1回実施している。</p> <p>事故分析も含めたリスクマネジメント体制の構築、及びマニュアルの見直しと職員への周知徹底が望まれる。</p>
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。		
着眼点		リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	
	○	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
○	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に見直しを行っている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保として、子どもの予防接種に施設が費用を負担している。歯ブラシは毎食後に職員が洗浄し個人別に管理している。食堂は毎食後に清掃と消毒を実施し、子どもに対しては、手洗いの方法を具体的に指導するなどの感染防止策を実施している。感染症の疑いや発生した場合は感染拡大防止のために、速やかに隔離し、施設内のタオルを使い捨てのものにする等の対応がなされている。</p> <p>感染症対策についての管理体制の構築や感染症マニュアルの作成、及び感染症に関する勉強会の実施などが望まれる。</p>
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
着眼点		感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
		感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
		担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		<b>b</b>
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	<p>災害時における子どもの安全確保のための取り組みとしては、法人の防災規程において防災対策や災害発生時の対応方法が規定されている。法人防災委員会により、施設屋内外の安全点検がなされている。食料の備蓄は職員分も含めて3日分の食材と献立を準備し、法人内の乳児院の栄養士が管理している。法人で発電機を所有し、施設では主任が防災グッズ(懐中電灯や救急キット等)の整備と管理をしている。防災訓練は法人の防災委員会が中心となり毎月実施し、夜間想定訓練も実施している。年2回は消防署との総合訓練を実施している。</p> <p>災害発生時における施設内外の子どもの安否確認の方法の確立、及び職員への周知、防災備品や防災グッズ類の適切な管理が望まれる。</p>
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。		
着眼点	○	災害時の対応体制が決められている。	
	○	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
○	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		
<b>Ⅲ-2 養育・支援の質の確保</b>			
<b>Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</b>			
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。		<b>b</b>
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。	<p>養育・支援の標準的な実施方法については、施設として、入浴や食事、早番等に関する業務マニュアルや、職員が施設で働く際に必要な基本的内容(施設のルール、職員の遵守事項、子どもに指導すべき内容等)が記された文書が準備されており、排泄や入浴の支援は同性職員が行う旨の記載がある。これらの業務マニュアル類は、入職前のオリエンテーションで説明し、入職後はOJTを行っている。</p> <p>プライバシーの保護や権利擁護の視点を基本にしたマニュアルの作成、及び職員への周知徹底が望まれる。</p>
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。	
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
着眼点	○	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
○	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		C
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	標準的な実施方法(マニュアル)の見直しは、主任が随時に修正している。 見直しに関する時期や実施方法等を定め、施設として定期的に見直す体制整備が望まれる。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
着眼点		養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
		養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
		検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
		検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
<b>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</b>			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画策定については、各担当職員が原案を作成し、主任と担当職員、FSW、個別対応職員、心理療法定当職員、担当以外の児童指導員や保育士にて内容を協議、合議した上で担当職員が修正し、施設長が決裁している。自立支援計画には、施設生活や学校生活、家庭復帰にむけた子ども一人ひとりのニーズが記載されている。自立支援計画の実施状況は記録されている。支援困難ケースへの対応については会議で検討され、児相や学校とも協議する等の対応が図られていることが職員会議録で確認できた。 アセスメント手法の確立、及び自立支援計画策定手順の作成が望まれる。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。	
着眼点		自立支援計画策定の責任者を設置している。	
		アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	
	○	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
○	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		b
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	自立支援計画の定期的な評価・見直しについて、毎年3月と9月に自立支援評価会議が開催され、全員の自立支援計画の見直しが、多職種で行われている。見直しに際しては、担当職員が子どもの意向を確認し、保護者等の意向は児相へ確認する他、必要に応じて施設からも保護者等へ確認している。目標や支援内容について、進学や家庭復帰に関する内容等、重要と思われる内容については担当職員から子どもに口頭で説明している。最新の自立支援計画は、職員が必要時に確認できるように、全員分の写しを別冊に綴り、職員室内に置いている。緊急な計画変更には、主任が見直しにむけた協議と合議の場を設定している。 変更した計画内容を職員に周知する仕組み、及び緊急な計画変更を要する場合の手順等を定め、見直しを養育・支援の質の向上に関わる課題形成につなげることが望まれる。
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	
着眼点	c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	
	○	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		
<b>Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</b>			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録は、児童台帳のケース記録、及びFSWや心理療法担当職員の記録に記載されている他、入所時チェックリストがある。ケース記録には自立支援計画にもとづく支援等の実施状況が記載されている。施設内会議において記録方法のルールが定められ、その内容について説明されている。毎月2回定例で開催される全職種を対象とした施設会議等において、子どもに関する情報が共有されている。その他、施設内の職員連絡帳や子どもに関する申し送りノート等で、日々の子どもの変化や配慮事項等について情報共有を図っている。児童台帳は職員が自由に閲覧できる環境にある。 多職種の情報の共有化に向けて、パソコンネットワークシステムの整備が望まれる。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	
着眼点	○	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	○	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	子どもに関する記録の管理体制については、法人の「個人情報保護に対する基本方針」と「個人情報管理規程」、「施設管理規程」において、管理責任者が法人事務局長であること、保管や廃棄、開示請求等への対応方法について定められており、記録は施錠して保管し、記録の廃棄はシュレッダーを利用している。個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法は「就業規則」や「懲戒規程」に定められている。個人情報保護に関する規定の職員への周知徹底、及び職員教育の実施、個人情報の取り扱いに関する子どもや保護者等への説明が望まれる。情報開示請求や情報漏えい事故が発生した際の具体的な対応方法の確立を期待したい。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。		
着眼点	○	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。		

内容評価基準

## A-1 子ども本位の養育・支援

### A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A1	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。		b
判断基準	a	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が理解し実践することについては、「倫理綱領」や「施設理念」の下、職員は「子どもが施設で育つこと」等の研修に参加し理解に努め、日々の実践に繋げている。子どもの養育・支援については、毎月のケース会議や支援会議の他、自立支援計画作成時に職員間で振り返り検証している。子どもの養育・支援において、職員は、受容的・指示的なかかわりを基本とし、一人ひとりの子どもと向き合い、気持ちを受け止め、子どもの状況に応じた支援ができるよう努めている。子どもの養育・支援への不安に応じてスーパービジョンを受けられる環境整備が望まれる。
	b	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。	
	c	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。	
着眼点	○	養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを、振り返り検証する機会が設けられている。	
	○	子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合える環境にある。	
	○	職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。	
	○	受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A2	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。		a
判断基準	a	子どもの発達段階に応じて、出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	子どもの発達段階に応じて、子どもの出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせることについては、子どもからの要求があった時、家庭復帰や自立を控えた子どもには担当職員が個別対応職員や家庭支援専門相談員等と伝える内容や伝え方を相談し、児相と協議のうえ対応している。家族との再統合を望む子どもに精神的な発達に配慮して、児相のケースワーカーから保護者の状況を説明し、家庭復帰が困難であることを伝えた事例がある。事実を伝えた後は、担当職員が時間をかけて話し合い、自立を選択した子どもに寄り添い、就職に向けて学校との相談や居住先を一緒に見学する等の支援をしている。
	b	本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。	
	c	本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。	
着眼点	○	子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	○	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	○	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	○	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
<b>A-1-(2) 権利についての説明</b>			
A3	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。		b
判断基準	a	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	権利についての説明は、「権利ノート」を小学生以上の子どもには入所時に説明している。職員は、「体罰に頼らない支援」のCAP研修や「被措置児童等の虐待防止及び権利擁護」等の研修に参加し、子どもの権利について学んでいる。子どもたちは、CAP研修への参加以外に、低年齢児には、「イヤというのはどんなとき」や「いいタッチわるいタッチ」の絵本を読み聞かせ、紙芝居にして見せながら説明している。日常生活で問題行動が発生した時や新聞に「いじめや暴力」等の記事が載った場合は、子どもたちに権利と義務等について伝えている。 権利については、子どもが正しく理解できるよう、定期的に説明する機会の設定が望まれる。
	b	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分でない。	
	c	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。	
着眼点	○	定期的に全体場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。	
	○	権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
	○	年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）	
	○	定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
○	子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価 結果
<b>A-1-(3) 他者の尊重</b>			
A4	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。		<b>b</b>
判断基準	a	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。	子どもが他者の立場を配慮し共生できる支援として、学校から帰ったら担当職員が子どもの顔を見ながらその日の出来事等を聞いている。毎月、子どもと1対1で食事や買い物等に出かけ、個別にふれ合う時間を確保している。低年齢児には就寝前に絵本を読み聞かせ、その後、高年齢児の話の聞いている。子ども間のトラブルには、状況によっては双方の話の聞き、相手の立場を理解できるよう助言するが、基本的には子ども同士で解決できるよう見守っている。体調の悪い子どもには、子ども同士で当番の交代や食事の準備を代わり、年長児が年少児の面倒をみる等、思いやりの心が見受けられる。行事開催時は、買い物等の準備や片付けに協力し、毎年、養護施設スポーツ大会等で他者とふれ合い交流している。 他者との交流の機会の更なる取り組みが望まれる。
	b	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。	
	c	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。	
	○	基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。	
着眼点	○	喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	
	○	日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	
	○	年下の子どものや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するよう支援している。	
	○		
<b>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</b>			
A5	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。		<b>a</b>
判断基準	a	体罰等を行わないよう徹底している。	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない取り組みについては、「職員の心得」や「就業規則」で職員による体罰の禁止を明示し、違反した場合は服務規律に沿って懲戒処分を行うことが定められている。職員は、年度始めの会議で「職員の心得」を全体で読み合せ、CAP研修や権利擁護の研修を受講し周知している。 職員による虐待や不適切な対応があった場合は、第三者委員等も入れた対応の仕組み作りが望まれる。
	b	-	
	c	体罰等を行わないための取組が十分ではない。	
着眼点	○	「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。	
	○	被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	
	○	被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A6	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		<b>b</b>
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	<p>子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見については、「職員の心得」や「就業規則」で職員による体罰を禁止し、発生時は厳正に処分を行う仕組みがある。「児童の危機対応マニュアル」に「職員による暴力」への対応が示されている。防止に向けては、会議で事例を紹介し、職員が子どもの部屋に入る時や入浴・排せつ介助等に配慮すべきことを話し合っている。毎月、心理療法担当職員が職員による不適切なかかわりの有無を子どもから聞き取り、会議で報告して、行われていないかを確認している。子どもたちが、自分自身を守るための知識や方法について学習する機会として、CAP研修への参加や「イヤというのはどんなとき」等の絵本の読み聞かせの実施がある。</p> <p>不適切なかかわりを発見した場合の記録、及び施設長への報告をマニュアルに追記することが望まれる。</p>
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
着眼点	○	不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。	
		不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。	
		暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
	○	不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	
○	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。		
A7	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。		<b>C</b>
判断基準	a	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	<p>被措置児童等虐待の届け出・通告への対応については、「児童の危機対応マニュアル」に「職員による暴力」が示されている。被措置児童等虐待の届け出・通告制度については、「権利ノート」を活用した説明や掲示により第三者委員が紹介されている。</p> <p>職員による子どもへの虐待等発見時の届け出・通告があった場合は、児童の危機対応マニュアルに届出者や通告者が不利益を受けない仕組みの追記、及び周知が望まれる。</p>
	b	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。	
	c	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。	
着眼点		被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、かつ日常的に活用できるようにしている。	
		被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
		被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。	
	○	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-1-(5) 思想や信教の自由の保障</b>			
A8	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。		<b>a</b>
判断基準	a	子どもの思想や信教の自由が保障されている。	思想や信教の自由の保障については、浄土宗を本体とする施設として、「宗教的情操のもと豊かな人格を育てる」ことを理念に掲げ、花祭り等の宗教行事への子どもの参加や地域小規模施設では、食前・食後に食への感謝の言葉を唱えることを習慣化している。就業規則の服務規律に「政治的及び宗教的意図をもって煽動してはならない」と明示し、施設としては、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障し、子どもの権利が損なわれないよう配慮している。
	b	子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが、十分でない。	
	c	子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。	
着眼点	○	子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	
	○	施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めている。	
	○	保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	
<b>A-1-(6) こどもの意向や主体性への配慮</b>			
A9	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。		<b>b</b>
判断基準	a	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	子どものそれまでの生活から分離されることに伴う不安への対応は、入所に際して事前に子どもとの面談や施設見学を実施している。入所が決まった子どもについて、職員会議で配慮すべき情報を共有し、担当職員の配置や部屋割り、靴箱等への記名、個人用のコップ等の用意をしている。入所時は、寮内に子どもの名前と写真を1週間掲示し、リビングに在園児を集めて自己紹介の場を設けている。子どもの不安に対して、幼児は職員と1対1の対応に努め、学齢児には常に声かけするよう配慮している。子どもの状況によっては、心理士や個別対応専門職員に繋げ、分離による不安の解消に努めている。 入所の相談から施設での生活が始まるまでの対応マニュアルの作成が望まれる。
	b	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っているが、十分ではない。	
	c	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていない。	
着眼点	○	入所した時、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で行っている。	
	○	被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。	
	○	分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。	
	○	入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	
A10	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。		<b>b</b>
判断基準	a	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、生活改善に向けた取り組みについては、子どもの日課や生活プログラムは青雲寮のルールに沿って行われている。毎月開催する子ども会で出される「ゲームがしたい」や「スマホを持ちたい」等の意見は、職員会議で検討し、翌月の子ども会で報告している。 子どもアンケートで「公文が多くて夜時間がない」や「生活のきまりを作る時は子どもたちにも聞いて欲しい」等の意見があり、子どもとの話し合いを通して、子どもを主体としたルール作成が望まれる。
	b	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、生活改善の取組を行っていない。	
着眼点	○	生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	
	○	生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。	
	○	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</b>			
A11	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。		<b>b</b>
判断基準	a	日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	<p>日々の暮らしや余暇の過ごし方等、子どもが主体的に考え生活できるような支援については、図書室や地域小規模のリビングに図書や漫画などを揃え、自由に閲覧できるようにし、子どもに人気の漫画の定期購読もある。テレビは時間を決めて視聴させている。ブレードボードやバスケットボール、野球用品等も用意され、前庭や運動場で使用できるようにし、園庭にはボルダリング等の遊具類を設置している。集会室や地域小規模のリビングにはピアノを設置し、自由に弾けるようにしている。学校の部活動、地域の少年野球やサッカーチームの活動、バーベキューや親子会等の行事に、子ども一人ひとりの選択を尊重し、子ども自身が主体的に考え生活できる更なる支援が望まれる。</p>
	b	日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援しているが、十分ではない。	
c	日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援していない。		
着眼点	○	一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。	
	○	図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。	
	○	子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。	
	○	活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	
	○	行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。	
○	子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。		
A12	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。		<b>a</b>
判断基準	a	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	<p>発達段階に応じて経済観念が身につく支援として、レシート帳と小遣い帳を用意し、小学校低学年までは職員と一緒に記入し、高学年以上は自ら記入し自己管理する等、金銭管理の支援をしている。小遣いは、幼児から高校生まで年齢や部活動の有無によって支給額が決められている。買い物は、幼児は職員と一緒にいき、小学生からは自分で支払って金銭感覚が身につくように支援している。高校生や自立を控えた子どもには、ステップハウスを活用し、一定の生活費の範囲内で一人で生活することを体験させている。児童手当やアルバイト収入は、自立や進学資金として貯蓄し、「入所児童の貯蓄金管理規程」に沿って管理している。お年玉等は個人通帳に入金し、「入所児童預り金取扱要領」に沿って対応している。</p>
	b	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。	
	c	子どもの発達段階に応じて、経済観念が身につくような支援を行っていない。	
着眼点	○	小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。	
	○	大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。	
	○	自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	
	○	児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-1-(8) 継続性とアフターケア</b>			
A13	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。		<b>b</b>
判断基準	a	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	<p>家庭復帰後に子どもが安定した生活を送ることができるための支援として、家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法等は、必要に応じて要保護児童対策地域協議会や行政等と協議している。近年は里親委託による退所が増え、去年は3人が里親へ措置変更した。今年度は1人が家庭復帰した。継続して通学する学校や親子の生活不安には行政に繋げる支援をしている。里親からの相談等の記録や家庭復帰後の家庭訪問記録が整備されている。家庭復帰後の相談窓口はFSWで、担当職員と共に対応する事を口頭で伝えている。</p> <p>家庭復帰対応マニュアルの作成が望まれる。</p>
	b	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っているが、十分ではない。	
	c	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていない。	
着眼点	<input type="radio"/>	家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。	
	<input type="radio"/>	家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。	
	<input type="radio"/>	家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。	
	<input type="radio"/>	家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	
A14	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。		<b>c</b>
判断基準	a	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	<p>高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や措置延長の支援については、これまで該当する事例はない。今後対象となる子どもが出た場合は、施設として対応する事が考えられている。</p> <p>措置継続、及び措置延長に関する対応マニュアルの作成が望まれる。</p>
	b	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。	
	c	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長に消極的である。	
着眼点	<input type="radio"/>	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A15	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		b
判断基準	a 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	子どもが安定した社会生活を送るためのリービングケアと退所後の支援については、高校を卒業して進学や就職で退所が予定される子どもには、法人敷地内にあるステップハウスを活用して、週末に1日のプログラムを設定し、一人で掃除や洗濯、入浴、限られた予算で買い物をして食事を作る等の体験をさせている。体験した子どもは実施記録を作成している。退所後の相談窓口はFSWで、FSWや担当職員が支援していく事を子どもに伝えている。退所者の成人式等の晴れの日の来所、盆踊りや運動会等の施設行事への参加等、入所している子どもたちと交流する機会がある。 関係機関や民間団体等と連携を図り、更なるアフターケアの取り組みが望まれる。	
	b 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。		
c 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。			
着眼点	○ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。		
	○ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。		
	○ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。		
	○ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。		
	○ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。		
○ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。			

## A-2 養育・支援の質の確保

### A-2-(1) 養育・支援の基本

A16	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b
判断基準	a 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	子どもを理解し、子どもの感情や言動をしっかり受け止めることについて、職員は、児相からの情報や子どもとの面会を通して、子どもの置かれている現状や生育歴等を把握し、被虐待体験や分離体験に伴う、苦痛や怒り等、子どもの表情や行動を観察し、気持ちを受け止めるよう努めている。子どもに行動上の問題があった場合は、会議を開催し、心理療法担当職員や個別対応職員と連携して、その背景にある心理的課題の把握に努めている。子どもによっては専門医に相談し、助言を受けて行動の理解や日々の支援に繋げている。 子どもアンケートで、「自分の気持ちや考えを話しやすい職員がいる」に「いいえ」の回答が15.4%あり、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めるための更なる取り組みが望まれる。	
	b 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。		
	c 子どもを理解しようとしていない。		
着眼点	○ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。		
	○ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。		
	○ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。		
	○ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。		
	○ 子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A17	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		b
判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	<p>基本的欲求の充足については、月1回、担当職員と子どもが買い物や食事等に外出し、個別にふれ合う機会を設けている。学校から帰ったら子どもをあたたかく迎え、話を聞くよう努めている。夜間帯は低年齢児が就寝した後に高年齢児の話を聞くようにし、就寝前の本の読み聞かせの要求には個別に対応している。部活動やアルバイトで帰りの遅い高年齢児には、夕食や入浴、消灯等は柔軟に対応し、学習室も23時まで利用可能にしている。公文の学習プリントの枚数は決められているが、その日の子どもの状態を考慮して対応している。</p> <p>幼児の部屋は、職員室から離れた奥に位置し、夜間落ち着かない子どもには、添い寝し、ドアを少し開けて、大人の存在を感じられるよう努めているが、子どもの基本的欲求の充足のために更なる取り組みが望まれる。</p>
	b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。	
c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していない。		
着眼点	○	子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。	
	○	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
	○	高年齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
	○	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
	○	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。		
A18	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		b
判断基準	a	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	<p>子どもの力を信じて見守り、子ども自ら判断し行動することとしては、子どもたちの日課として朝と夕食後の清掃、及び下校後の宿題と公文式学習は、子ども自ら行えるようにしている。子どもがテストで100点を取った報告やお手伝いをしたときは、賞賛や感謝の声かけをしている。青雲寮では、ほめられチェック表を掲示し、子どもが良いことをした時はシールを貼り評価している。家庭復帰等の支援で、子どもの意向に添えない場合は、時間をかけて子どもの心に寄り添うケアに努めている。食事介助を要する等の幼児の入所が増え、朝夕の忙しい時間帯には心理療法担当職員や個別対応職員等の勤務体制を変更し対応している。</p> <p>子ども自ら判断し行動することを保障する支援体制の検討が望まれる。</p>
	b	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。	
	c	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。	
着眼点	○	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
		職員は必要以上の指示や制止をしていない。	
	○	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
	○	つまづきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
	○	朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A19	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		<b>b</b>
判断基準	a 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	<p>発達段階に応じた学びや遊びの場の保障としては、日常生活の中で子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、ソフトボール等の部活動や地域のサッカーや野球チーム等への参加を支援している。リビングや図書室には子どもの発達段階に応じた玩具や図書を用意し、園庭には遊具が設置されている。運動場ではバスケットが楽しめるようリングを設置し、フリースタイルや自転車等も備えている。子どもの状況によって、特別支援学校や特別支援学級への通学を支援すると共に地域の幼稚園にも就園している。2歳から4歳までを対象に年齢別保育プログラムを作成し、施設内保育を実施している。2歳児は、隣接の乳児院と合同保育を行い、4歳児は地域の保育園の協力を得て定期的に交流保育が行われている。子どもたちの基礎学力向上のために公文式学習を取り入れ、中高生には、漢検や英検を推奨し、高校受験には、市の無料塾を活用している。</p> <p>子どもの希望に応じた通塾の支援が望まれる。</p>	
	b 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。		
c 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していない。			
着眼点	○ 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。		
	○ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。		
	○ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。		
	○ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。		
	○ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。		
○ 幼稚園に就園させている。			
○ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（ボランティア等）が十分に活用されている。			
A20	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		<b>b</b>
判断基準	a 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	<p>秩序ある生活を通して基本的な生活習慣や社会常識、様々な生活技術の習得に向けた支援について、職員は「職員の心得」に基づいて子どもと関わるよう努めると共に優しいフワフワ言葉での対応を心がけている。子どもたちの施設生活や社会生活の規範など、守るべきルールについては、入所時に「青雲寮で生活するあなたへ」を説明すると共に「子ども会のお約束」や「4つのルール」を掲示している。食堂や洗面所には「食事マナー」や「正しい手の洗い方」を、リビングには「自転車のルール」や防犯標語の「いかのおすし」、「子ども110番」等を掲示している。併設の施設利用者との日常的な交流と、地域自治会の親子会への加入、夏休みのラジオ体操やバーベキュー会への参加等を、社会性を習得する機会としている。</p> <p>子どもたちが様々な生活技術を習得できるよう、更なる支援が望まれる。</p>	
	b 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。		
	c 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。		
着眼点	○ 職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気の中で秩序ある生活が営まれている。		
	○ 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。		
	○ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。		
	○ 見やすくわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。		
○ 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(2) 食生活</b>			
A21	A-2-(2)-① 食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		<b>b</b>
判断基準	a	食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	食事は、調理場に隣接した食堂で、法人の他施設利用者と一緒に摂っている。席は施設別で、介助が必要な幼児や子ども同士の相性等に配慮し、職員と子どもが会話しながら食べている。クラブ活動等で帰りの遅い子どもには、温め直し、冷たいものは冷蔵庫で保存して提供している。毎月、子どもと担当職員が1対1で外出に出かける機会があり、子どもは行きたい場所と好きなメニューを選ぶことができる。 食後の片付けと掃除は各施設持ち回りのため、食べるのが遅い子どもは寮に持ち帰って食べることになる。陶器の食器は地域小規模やグループホームでは使用しているが、本体施設においても使用すること、及び盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫が望まれる。施設として単独で、家庭的な雰囲気の中で食事を提供することの検討が望まれる。
	b	食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
c	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。		
着眼点	○	食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	
	○	無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
	○	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。	
	○	食事が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
	○	陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	
○	クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。		
○	施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。		
A22	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		<b>a</b>
判断基準	a	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事の提供については、幼児食(きざみ・普通)と学童食(小・大)に分けて提供し、子どもの発育に必要な栄養摂取量にも配慮し、アレルギーに対しては除去食や代替食で対応している。毎年、嗜好調査と残食調査を実施し、食堂に「食事に関する意見箱」を設置して、利用者の意見を反映したゴーヤーカレーの提供等もある。地域小規模やグループホームの担当職員は、週1回程、栄養士と話し合い、食材購入や献立等、栄養面についても相談する機会を持っている。
	b	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供していない。	
着眼点	○	配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。	
	○	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
	○	子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	
	○	少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A23	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		<b>b</b>
判断基準	a 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	<p>発達段階に応じて食習慣を身につける食育の推進については、職員は子どもと会話しながら食習慣やマナーについても説明している。年2回、全員で出かける外食会では、ナイフとフォークを使う機会がある。食事のマナーが掲示され、毎月の学校給食と施設の献立も掲示して情報提供している。嫌いな食材には、「まず一口食べてみよう」や「ご飯と一緒にだったら食べられるかな」等と声かけし、少しでも食べられるようになったら誉めてあげ、無理強いはいせず、様子をみて別の皿にわけ等の支援をしている。学童は夏休みに週1回位おやつ作りの時間がある。盆や正月には沖縄料理を提供し、普段の献立にもちゃんぷるーなどがある。地域小規模等では、職員と一緒に食材の買い物に出かけている。夕食後の片付けと食堂の清掃は学齡児が当番で行っている。</p> <p>食堂には食品分類表が掲示されているが、栄養についての正しい知識を教えること、及び食事マニュアルの見直しが望まれる。</p>	
	b 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進しているが、十分でない。		
c 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進していない。			
着眼点	○ 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。		
	○ 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。		
	○ 食品分類やおやつのかき方等、栄養についての正しい知識を教えている。		
	○ 偏食の指導を適切に行っている。		
	○ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。		
	○ 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。		
	○ 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。		
○ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。			
○ テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。			
<b>A-2-(3) 衣生活</b>			
A24	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		<b>a</b>
判断基準	a 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	<p>衣類の十分な確保と衣習慣の習得、衣服を通じて自己表現できるような支援について、衣類の必要枚数や破損等の確認は、幼児については職員が行い、3ヶ月に1回位、買い足している。衣類を廃棄する際は本人に確認し、同意を得ている。靴は、各自2足準備して汚れや水濡れに対応し、金曜日は靴を洗う日に設定している。個別に収納篋が準備され、気候等を判断して担当職員が衣替えの指導をしている。中学生からは自分で洗濯やアイロンかけをし、ほつれた衣類の補修や幼児の洗濯物たたみは、職員が共有スペースで行っている。小学生以上は毎月の外食時等に、職員と一緒に好みの衣服を見定めたり購入したりしている。</p>	
	b 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。		
	c 衣類が十分に確保されていない。		
着眼点	○ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。		
	○ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。		
	○ 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。		
	○ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。		
	○ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。		
	○ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。		
○ 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(4) 住生活</b>			
A25	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。		<b>b</b>
判断基準	a 居室等施設全体がきれいに整美されている。	居室等、施設全体の整美について、庭の清掃や樹木等の植栽は専属の職員が行っている。リビングなどの共有スペースの清掃は、毎朝の日課やおやつ後に職員と一緒に学齢児が分担し、食堂については、朝と昼の清掃は法人の他施設が行い、夕食後の清掃のみ学齢児が担当している。法人全体で定期的にゴキブリ駆除を実施し、幼児室の畳は年1回、天日に干している。居室や共有スペースにはエアコンを設置し、トイレは性別でわけ、洗面所は幼児用も整備されている。設備等は毎月点検してチェック表に記載し、破損箇所等の修繕が行われている。居室の清掃や整理整頓については、幼児室は職員が行い、学齢児の居室は平日は担当職員が、休みの日は学齢児が清掃している。3ヶ月に1回は子どもたちと一緒に大掃除を実施している。 居室は温かみのある環境になるような配慮が望まれる。	
	b 居室等施設全体が整美されているが、十分ではない。		
c 居室等施設全体が整美されていない。			
着眼点	○ 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。		
	室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。		
	○ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。		
	○ トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。		
	○ 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。		
○ 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。			
○ 発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。			
A26	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。		<b>b</b>
判断基準	a 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	一人ひとりの居場所を確保し、安全、安心を感じる場所として、本体施設に地域小規模児童養護施設2カ所とグループホーム1カ所を併設している。居室は個別のベッドと筆筒、学童用の机で個別スペースが確保されている。共用スペースにはベンチを置き、一人ひとりの居場所を確保している。入所間もない幼児には常に職員が付き添っている。幼児室は畳間で、女子の居室の奥にあるが、日中は職員が常時一緒に過ごし、夜間は幼児が寝付くまで職員が添い寝し、30分毎に巡回している。学齢児の居室は、カーテンを設置する等で就寝時や着替えの際のプライバシーへの配慮が望まれる。	
	b 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。		
	c 子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。		
着眼点	○ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。		
	○ リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされている。		
	○ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。		
	年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(5) 健康と安全</b>			
A27	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。		<b>a</b>
判断基準	a	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	<p>発達段階に応じ、健康について自己管理できる支援について、職員は、子どもの睡眠や食事摂取、排泄等の状況を把握し、手洗いやうがいを促し、幼児には排泄後の始末や同性による入浴の介助をしている。幼児の洗面や歯磨きは見守りで対応し、小学生からは一人での入浴を支援している。可能な子どもは爪切りや耳そうじも自分でやっている。理美容は、月1回職員がカットし、不定期にボランティアの美容師が行うこともある。シーツ交換は週1回で、寝具は年3～4回天日に干し、幼児の布団は洗ってから干している。夜尿のある子どもにはおむつ（はくパンツ）使用を選択させ、使用時は自尊心に配慮して他の子どもに知られないよう留意している。施設周辺に防犯カメラやハブ捕獲器を設置し、遊具等も点検して老朽化したジャングルジムを撤去する等、対応している。自転車使用のルールを設け、危険な通学路は写真入りで分かりやすく掲示し、就学前の幼児は、職員と一緒に横断歩道の渡り方の練習をしている。</p> <p>発達段階に応じて地域の理美容室の活用も期待したい。</p>
	b	発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。	
c	発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。		
着眼点	○	常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況を職員がきちんと把握している。	
	○	手洗いやうがいの習慣が身に付くよう支援している。年少児については排泄後の始末や入浴の介助をしている。	
	○	洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなどの配慮がされている。	
	○	定期的に理美容をしている。	
	○	寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもについては、子どもの自尊心に配慮しながら支援している。	
○	施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。		
○	子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。		
A28	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。		<b>b</b>
判断基準	a	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	<p>医療機関と連携した一人ひとりの子どもの心身の健康管理については、年2回の健康診断を実施している。心理・情緒面に課題がある子どもは心理療法担当職員による観察・面接等を実施して早期に専門医に繋げる対応をしている。喘息等で内科系疾患がある子どもには、月1回、嘱託医の診察があり、近くの薬局と提携して薬を届けてもらい、毎回薬剤師が服薬チェックを行っている。</p> <p>医療や健康に関する学習会等を通して、職員間で知識を深める努力が望まれる。</p>
	b	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。	
着眼点	○	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
	○	あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	
	○	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
	○	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
○	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価 結果
<b>A-2-(6) 性に関する教育</b>			
A29	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		<b>b</b>
判断基準	a	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育て、性について正しい知識を得る機会の設定については、心理士が月1回、幼児と学齢児の男女別に、「いやというのはどんなとき?」、「いいタッチ、悪いタッチ」の絵本の読み聞かせをしている。幼児にはプライベートゾーンが理解できるように、絵本を紙芝居に工夫し、市販のワークシートも活用している。学齢児には、担当職員が1対1で読み聞かせをする場合もある。CAPの講座「性の健康教育」を子どもと職員が受講している。 性について正しい知識・関心が持てるよう、年齢や発達段階に応じたカリキュラムを作成して支援することが望まれる。
	b	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。	
	c	性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
着眼点	○	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
	○	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	○	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達段階に応じたカリキュラムを用意し、支援している。	
	○	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
<b>A-2-(7) 自己領域の確保</b>			
A30	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。		<b>b</b>
判断基準	a	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有にすることについては、男女の居室部分はビニールテープ等でラインを引いて出入りを制限し、居室内のベッドや筆筒は「あなただけの場所だから」と、職員は筆筒を開ける際も子どもに確認している。弁当箱や水筒、学用品、衣類等は個人所有として筆筒や机で保管し、洗面用具やバスタオルも記名して個人所有としている。片付けが苦手な子どもには職員と一緒に片付けながら教えている。学齢児は職員と一緒に買い物に出かけ、本人の好きな日用品等を選ばせている。字が読めない幼児には、車のキャラクター等のイラストも使い、タグ等の見えない位置に記名している。 できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする更なる取り組みが望まれる。
	b	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしているが、十分ではない。	
	c	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていない。	
着眼点	○	子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。	
	○	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	○	個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。	
	○	紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	
	○	個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。	
○	まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得、子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A31	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。		b
判断基準	a 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	成長の記録(アルバム等)の整理については、保護者に入所前の写真の提供を依頼することもあり、乳児院から措置変更で入所した子どもは、以前の記録を引き継いでいる。アルバムの作成は担当職員が行い、中学生以上の子どもとは一緒に整理することもある。施設を退所する際は、アルバムと一緒に七五三等の行事での様子を記録したDVDも手渡している。 アルバムは面会室に保管しているが、年齢や状況に応じては、子ども自身が保管していつでも見ることができるよう配慮が望まれる。	
	b 成長の記録(アルバム等)が整理されている。		
	c 成長の記録(アルバム等)が整理されていない。		
着眼点	○ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。		
	○ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。		
	○ 可能な子どもとは共に、成長の記録(アルバム等)を整理している。		
	○ アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができる。		
○ 子どもが施設を退所する時に、成長記録(アルバム等)が手渡されている。			
<b>A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>			
A32	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。		b
判断基準	a 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題への対応としては、「児童の危機対応マニュアル」が整備されている。問題行動が発生した場合は、支援会議やケース会議等を開催して全職員で話し合い、共有し、担当職員と個別対応職員や心理療法担当職員が対応している。児童相談所や専門医療機関との連携を密にし、心療内科の受診を親に連絡する等、改善に向けて努力している。 暴力を受けた職員の無力感等への配慮としては、研修を実施するなどして、更なる適切な援助技術の習得が望まれる。	
	b 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。		
	c 子どもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。		
着眼点	○ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。		
	○ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。		
	○ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。		
○ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。			

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果	
A33	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		b	
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	<p>子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないような施設全体の取り組みについて、朝夕の多忙な時間帯は職員を加配し、死角になる幼児室には常時職員を配置している。兄弟姉妹は同室にし、問題行動への対応として部屋を変更することもある。課題を持った子どもや入所間もない子どもは、児童相談所と連携して専門職も関わり、個別に対応している。子ども間の暴力やいじめについて、月1回、職員が子どもに聞き取りを実施している。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合の対応については、マニュアルを整備して全職員で対応できる体制になっている。</p> <p>人権に対する子どもの意識を育むために、「権利ノート」の活用等が望まれる。</p>	
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。		
c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。			
着眼点		人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、子どもへ説明をしている。		
	○	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。		
	○	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。		
	○	課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。		
	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。			
A34	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。			b
判断基準	a	保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めている。		<p>保護者等からの強引な引き取りの可能性のある場合の子どもの安全確保については、引き取りの可否に関して、面会から外出、外泊について児童相談所と連携し、毎月「面会、外出、外泊一覧表」を作成して判断が不統一にならないように努めている。施設周辺にカメラを設置し、緊急時には警察に連絡している。</p> <p>強引な引き取りのための、あらゆる場面を想定した対応方法の手順の作成及び職員への周知徹底が望まれる。</p>
	b	保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めているが、十分ではない。		
	c	保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるような取組を行っていない。		
着眼点		強引な引取りのための対応について職員に周知徹底している。		
	○	引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。		
	○	緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。		
	○	強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮がされている。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(9) 心理的ケア</b>			
A35	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。		<b>b</b>
判断基準	a	心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	<p>心理的なケアが必要な子どもに対する心理的支援については、心理療法担当職員を配置し心理療法室が設置され、心理的なケアが必要な子どもについては、支援会議やケース会議で話し合っ、心理療法担当職員による個別面接も実施されている。必要に応じて児童相談所の嘱託医や精神科医の支援を受けている。心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定、及び心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修の実施が望まれる。保護者等への助言・援助は児童相談所が行っているが、児童相談所と連携した保護者等への定期的な助言・援助、及びスーパービジョン体制の整備が望まれる。</p>
	b	心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。	
c	心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。		
着眼点		心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	○	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
		心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	○	必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	
	○	心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	
	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。		
<b>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</b>			
A36	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。		<b>a</b>
判断基準	a	学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。	<p>学習環境の整備と学力に応じた学習支援については、学齢児には机が準備され、中・高校生は学習室を23時まで使用できる。学校の宿題の支援とは別に個々の学力に応じて「公文学習」も取り入れ、基礎学力向上の支援に努めている。入試を控えた中学3年生と高校3年生には、塾の支援をしている。学校で、黒板に書かれた宿題を時間内に板書できない等、課題のある子どもに対しては、担任に宿題をプリントにもらうよう協力をお願いすることもある。通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校に在籍している子どもの支援もしている。</p>
	b	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
着眼点	○	静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	○	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	○	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	○	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	○	障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
A37	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。		b
判断基準	a 子どもが進路の自己決定をできるように支援している。	<p>「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援について、希望高校は、中学3年で担当職員と本人が話し合っている。高校生は学校の進路指導室で大学や専門学校、求職等の情報を得ている。退所後の進路について県外を希望する子、奨学金を必要とする子ども等においては、それぞれ親や学校、児童相談所と連携し、自立支援計画に位置づけ、必要に応じて家庭支援専門相談員が関わっている。</p> <p>進路決定後の支援は、地域小規模では退所後の居住先を探す同行支援等を行っている。必要な場合は助言等しているが、本体施設でも体制を整備して一緒に支援する対応が望まれる。中卒児や高校中退児については、事例がない。</p>	
	b 子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。		
c 子どもが進路の自己決定をできるように支援はしていない。			
着眼点	○ 早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。		
	○ 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。		
	○ 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。		
	○ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。		
	○ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援している。		
○ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしている。			
A38	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。		b
判断基準	a 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	<p>アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大については、高校2年生からアルバイトを認めており、社会のルールや自分の行為に対する責任等について、担当職員が本人と話し合っている。アルバイト料は退所後の自立に向けて貯蓄し、小遣い帳を自分で管理し、運転免許取得等のために使っている。</p> <p>施設としてアルバイト先の開拓、及び協力事業主との連携が望まれる。</p>	
	b 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。		
	c 社会経験の拡大に取り組んでいない。		
着眼点	○ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。		
	○ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。		
	○ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。		
	○ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。		
	○ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。		

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり</b>			
A39	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。		<b>b</b>
判断基準	a	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	<p>家族との信頼関係づくりと家族からの相談に応じる体制づくりの取り組みとしては、家庭支援専門相談員を窓口とし、児童相談所と連携して自立支援計画の支援方針について家族に説明している。ケース会議等で報告・検討し全職員で共有して家族関係の調整、相談に組み込み、面会や外出、一時帰宅などを取り入れている。面会時は保護者の接し方も観察し、外出や一時帰宅からの帰寮時は、子どもに話を聞き、親にも電話で様子を聞いて不適切なかかわりの発見に努めている。保護者等による「不当に妨げる行為」には児童相談所と連携して対応することになっている。月1回、園便りと月間予定表を保護者に送付し、学校行事への参加も促している。家族は、地域の親子会のラジオ体操やバーベキュー、施設の運動会や盆踊り等に参加している。</p> <p>家族との信頼関係づくりに向けて、更なる取り組みが望まれる。</p>
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。	
c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。		
着眼点	○	施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
	○	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	○	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
	○	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
○	子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。		
<b>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</b>			
A40	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		<b>b</b>
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	<p>親子関係再構築のための家族への支援については、担当職員と家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所と連携して取り組んでいる。再構築のための支援方針は、ケース会議や支援会議において、全職員で共有されている。面会や外出、一時帰宅、家庭訪問等を実施して、段階的に家族関係の修復や養育力の向上に取り組んでいる。</p> <p>親子関係再構築のための更なる積極的な取り組みが望まれる。</p>
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
着眼点	○	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	○	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	○	児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	

評価項目		評価の判断理由 特記事項等	評価結果
<b>A-2-(13) スーパービジョン体制</b>			
A41	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。		<b>C</b>
判断基準	a	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいる。	<p>スーパービジョン体制の確立と、職員の専門性や施設の組織力の向上については、職員の相談に施設長や主任、各専門職員が応じているが、スーパーバイザーを配置して職員がひとりで問題を抱え込まないように、職員に対するスーパービジョンを定例的に行うことが望まれる。今年度、施設長と主任、家庭支援専門相談員、個別対応職員が基幹的職員研修を受講している。国が定める基幹的職員の設置が望まれる。</p>
	b	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。	
c	スーパービジョンの体制が確立していない。		
着眼点		スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	
		職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	
		スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。	
		スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。	
		国が定める基幹的職員を設置している。	